

著作権に関する普及啓発事業

事業の趣旨

2年度予算額(案) 2.2億円
(前年度予算額 2.8億円)

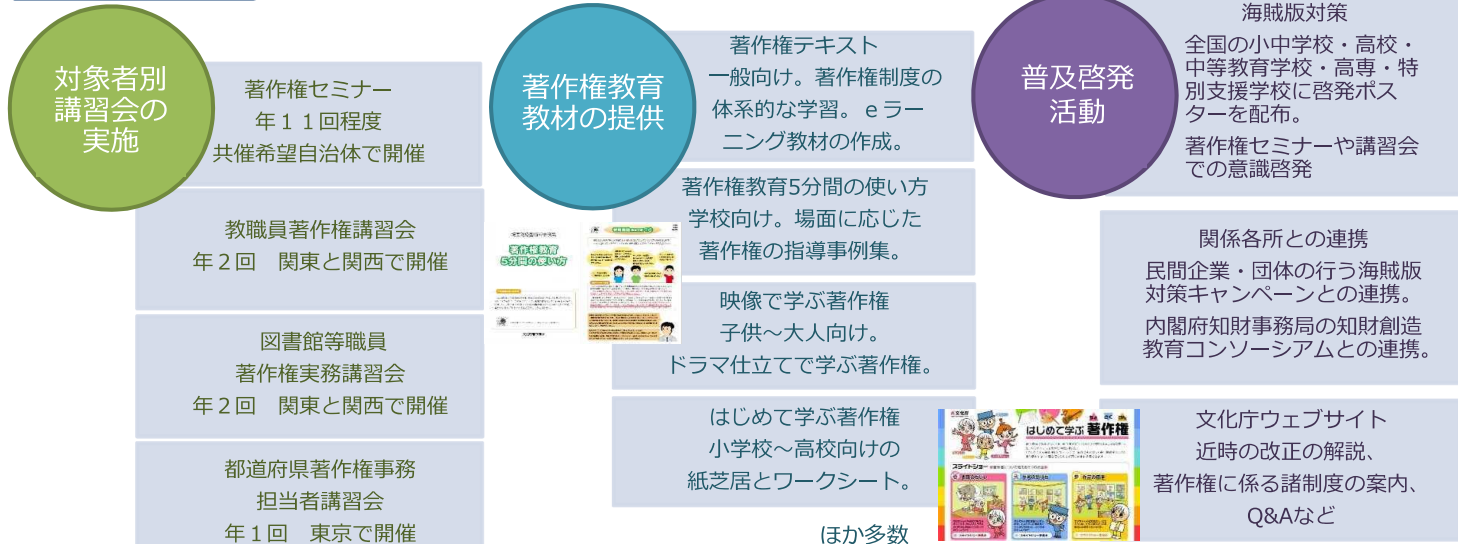
社会の情報化が急速に進展する中、著作権に関する知識が多くの国民にとって必要不可欠のものとなり、学校等における著作権教育の充実や国民に対する普及啓発活動の必要性は高まっている。国会においても国民への著作権教育に一層取り組むべきである旨が指摘されている。さらに、近年多発するいわゆる海賊版サイトによる著作権侵害に対し、政府としても国民に対する著作権教育の重要性が確認されたところである。このような現状を踏まえ、関係各所と連携しながら、様々な手段を通じて国民の著作権に関する知識の普及と意識の向上を図る。

◆ 参考となる法律・計画 等 ◆

- 「著作権法の一部を改正する法律案」の附帯決議(平成30年5月17日参議院文教科学委員会)
- 「インターネット上の海賊版サイトに対する緊急対策」(平成30年4月知的財産戦略本部・犯罪対策閣僚会議)
- 「知的財産推進計画2019」(令和元年6月21日知的財産戦略本部決定)
- 「文化芸術推進基本計画(第1期)」(平成30年3月6日閣議決定)
- 「未来投資戦略2018」(平成30年6月15日閣議決定)



事業の概要

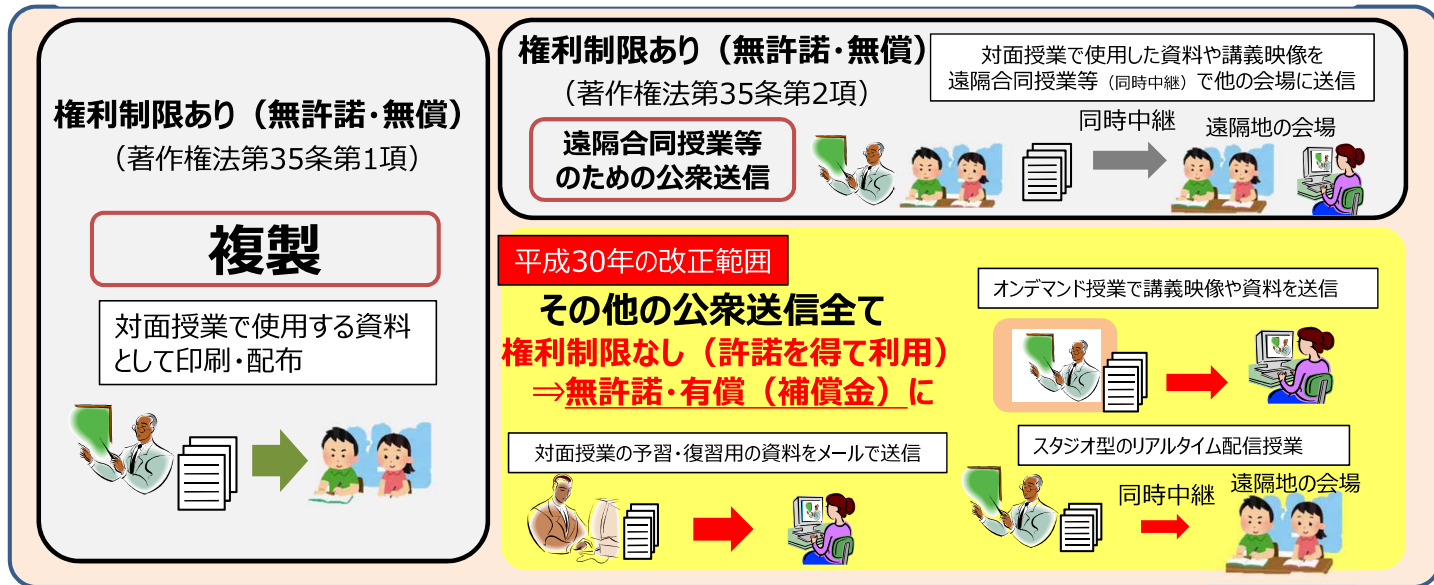


<各種講習会> ○参加対象；講習会別にどなたでもご参加いただけます。 ○開催時期；3月～4月に文化庁HPに掲載されますので、御確認下さい。
○支出経費；文化庁直接執行もしくは都道府県への支出委任による執行 ○担当の問い合わせ先；著作権課著作権普及係

教育の情報化に対応した平成30年著作権法改正の概要

- 従来より、教育機関(社会教育施設を含む)の授業の過程における著作物の利用は、①対面授業のために複製することや、②対面授業で複製等したものを同時中継の遠隔合同授業等のために公衆送信することは、著作権の権利制限規定(第35条)により、無許諾で可能であった。
- 一方、従来は、その他の公衆送信は権利者の許諾が必要となっていたため、教育関係者から、権利処理の煩雑さなどから、学校等におけるICTを活用した教育において教育上必要な著作物が円滑に利用できていないとして、著作権制度等の見直しを求める声があった。
- このため、平成30年に著作権法を改正し、「その他の公衆送信」について、補償金を支払うことにより、無許諾で可能とした。

学校等の授業の過程における著作物の利用の取扱い



検討の経緯

- 平成26年度 文化審議会著作権分科会での議論を受け、調査研究を実施(外国調査等)。
- 平成27～28年度 権利者・教育関係者間の意見を聴取しつつ、審議。
- 平成29年4月 「文化審議会著作権分科会報告書」をとりまとめ。
⇒検討の結果、その他の公衆送信を新たに権利制限規定の対象に追加(一定の補償金の支払いが条件)。

(問い合わせ先) 法律の内容・解釈について…企画審議係 施行に向けた検討状況について…著作物流通推進室企画調査係

盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を

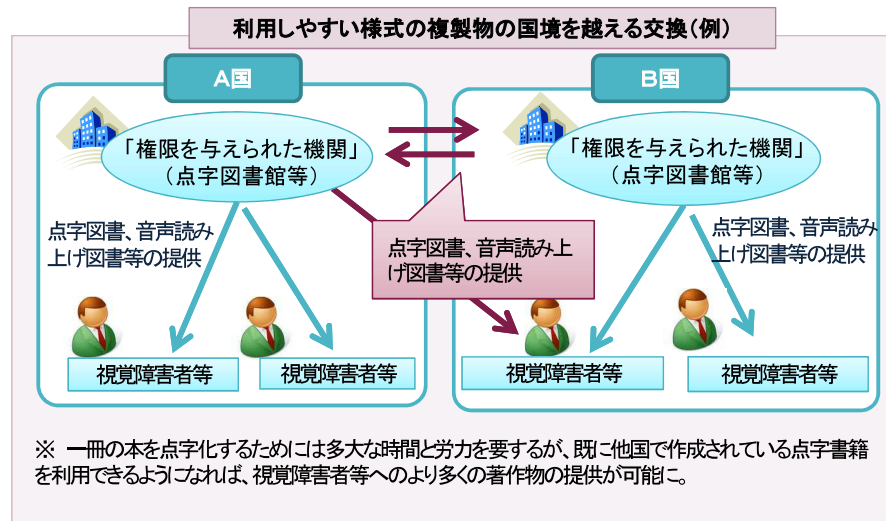
利用する機会を促進するためのマラケシュ条約について

【経緯】

- 盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者(以下「視覚障害者等」という。)による発行された著作物の利用を促進するため、WIPOにおいて、マラケシュ条約が平成25年6月に採択された。
- 我が国においては、マラケシュ条約締結のために必要な措置を含む著作権法の一部を改正する法律及び同条約の締結が、平成30年通常国会において成立・承認された。これを受け、我が国は平成30年10月1日に同条約の加入書をWIPO事務局長に寄託し、平成31年1月1日から我が国について効力を生ずることとなった。

【主な内容】

- 視覚障害者等が著作物を利用する機会を促進するため、各国の著作権法において、視覚障害者等のために利用しやすい様式の複製物(点字図書、音声読み上げ図書等)に関する著作権の制限又は例外を規定する
- 各国の権限を与えられた機関(以下「AE」という)が作成された利用しやすい様式の複製物を国境を越えて交換することを可能とする
(AE: Authorized Entity)



【我が国における権限を与えられた機関(AE)について】

- マラケシュ条約におけるAEとは、「政府により、受益者に対して教育、教育訓練、障害に適応した読字又は情報を利用する機会を非営利で提供する権限を与えられ、又は提供することを認められた機関」とされており、我が国においては、著作権法施行令第2条第1項各号に規定する主体(国会図書館、大学図書館、視聴覚障害者情報提供施設等)が同条約におけるAEに該当。

【利用しやすい様式の複製物の国境を越える交換について】

- また、マラケシュ条約に規定する利用しやすい様式の複製物の国境を越える交換や輸入を円滑かつ確実に実施するため、これらの主体のうち国内外の窓口機能として中心的な役割を果たす機関を、当面、①国立国会図書館及び②特定非営利活動法人全国視覚障害者情報提供施設協会とすることとしている。
- そのため、マラケシュ条約の他の締約国の利用しやすい様式の複製物の利用については、国立国会図書館へ御相談いただくことが可能。また、「サピエ図書館」(※1)の個人利用会員は利用登録された点字図書館等へ、施設利用会員は「サピエ図書館」を運営している全国視覚障害者情報提供施設協会へ御相談いただくことも可能。

<お問い合わせ先>

(国立国会図書館(関西館図書館協力課障害者図書館協力係))
TEL: 0774-98-1458
e-mail: syo-tky@ndl.go.jp
URL: <http://www.ndl.go.jp/jp/support/index.html>

(特定非営利活動法人全国視覚障害者情報提供施設協会)
TEL: 06-6441-1068
e-mail: zensijokyo-jimu@naiiv.net

※1 サピエ図書館: 全国のサピエ(※2)会員施設・団体が製作または所蔵する資料の目録ならびに点字・音声図書出版目録からなる、点字図書や録音図書などの書誌データベース

※2 サピエ: 視覚障害者を始め、目で文字を読むことが困難な方々に対して、さまざまな情報を点字、音声データなどで提供するネットワーク

(サピエウェブサイトより <https://www.sapie.or.jp/cgi-bin/CN1WWW>)

- 利用しやすい様式の複製物の国境を越える交換に係る詳細については、以下の文化庁HP参照。

<http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/marrakesh/>